

防災啓発映像制作業務委託募集要項

1 業務名称

防災啓発映像制作委託業務

2 業務の概要と目的

屋久島町口永良部島地域では、昨年度の新岳噴火に伴う避難により、避難経路に目印がなく、道に慣れていない人の避難に支障をきたすという点、夜中や視界の悪い状況では街灯が著しく少ないため、はじめて島を訪れた人が避難経路を十分に把握できていない点、避難豪そのものの存在が理解されていない点など、これまでの避難訓練では見いだせなかった新たな改善点が挙げられている。

そこで本町は、挙げられている改善点を解消し、口永良部島地域の安心安全を確保することを目的とした総合的な防災強化事業「口永良部島防災強化事業」を実施する。

「口永良部島防災強化事業」の中の防災啓発映像制作業務では、口永良部島の防災基礎知識や避難経路、避難手順を伝える映像を制作し、口永良部航路を結ぶ町営船フェリー太陽の船内や各種関連施設で放送することで、火山噴火等の災害に対する正しい知識を来島者に伝え噴火被害の拡大を未然に防ぐ。

3 業務内容

別紙「防災啓発映像制作委託業務仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から平成29年1月31日まで

5 事業費

2, 800千円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 屋久島町物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成19年告示第14号）による指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 屋久島町建設工事等暴力団等排除措置要綱（平成19年告示第43号）による入札参加

除外措置を現に受けていないこと。

- (4) 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

8 申込方法およびスケジュール

- (1) 募集要項および提出書類様式の配付

①配付期間：平成28年7月1日（金）～7月22日（金）まで

（土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで）

※募集要項等については、屋久島町ホームページにも掲載している。

- (2) 参加申込書の提出（別紙様式1-1）

本プロポーザルの参加にあたっては、下記提出期限までに、参加申込書を提出し、参加の意思表示を行うこと。

提出期限：平成28年7月22日（金）午後5時15分まで

提出は下記事務局あて郵送または持参すること。郵送の場合は、提出期限までに事務局に必着のこと。

- (3) 質問の受付および回答

①受付期間

平成28年7月22日（金）まで

質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。

②回答

質問に対する回答は、その都度当該質問者へ回答する。

- (4) 応募書類の提出

① 提出書類

ア 誓約書…1部（別紙様式1-2）

イ 企画提案書（様式任意） 6部

ウ 受託金額見積書（様式任意） 6部

エ 同種業務のこれまでの実績（様式任意） 6部

※受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が、契約額を確約するものではない。

※応募書類については、イからエを一式として各1部ずつクリップ留めして提出し、ステープラー等は使用しないこと。

② 応募書類の提出期限

平成28年7月22日（金）午後5時15分まで

※応募書類の提出は、下記事務局まで郵送または持参すること。

郵送の場合は、上記提出期限までに事務局に必着のこと。

(5) 提出書類様式の配付場所および提出先

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469番地45

屋久島町役場 企画調整課 企画調整係 担当：岩川（卓）、宇都

(6) 問い合わせ先および質問書のメールアドレス

電 話：0997-43-5900（内線112）

F A X：0997-43-5905

メール：kikaku@yakushima-town.jp

9 審査に関する事項

(1) 審査方法および審査基準

別紙「防災啓発映像制作業務委託プロポーザル審査要領」による。

(2) 候補者選定審査

応募者によるプレゼンテーションを実施する。

① 開催日

平成28年8月1日（月）

② 開催場所

屋久島町役場本庁大会議室（鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469番地45）

③ その他

ア プレゼンテーションの実施時間および会場の詳細等は、応募書類の提出期限後速やかに各応募者あて通知する。

イ 応募者が多数の場合、事前に企画提案書の内容による書類審査を行い、プレゼンテーション実施者を選定する場合がある。

(3) 審査結果

① 審査結果は、審査終了後に応募者全員に書面で通知する。

② 契約候補者および審査結果は本町のホームページで公表する。

なお、審査結果の公表時には、契約候補者以外の応募者名は非公表とする。

③ 審査結果に関する問い合わせおよび異議申立ては受付けない。

(4) 業者決定および委託契約の締結

平成28年8月初旬

10 契約事項

(1) 契約は、審査により選定された契約候補者と本町において、協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。

(2) 失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定

審査において、次点となった者と協議を行う。

1 1 失格要件

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合
- (3) 募集要項における諸条件に違反した場合

1 2 その他

- (1) 応募費用、書類等に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、本町は、当該著作権を無償で使用できることとする。
- (4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（様式任意）を提出すること。